

令和6年度 尾張旭市特殊詐欺対策装置購入費補助金 Q&A

	質 問	回 答
1	申請の受付はいつからですか？	受付の開始は、令和6年4月1日（月）からです。申請期限は令和7年3月31日（月）までです。
2	装置を購入する前に申請するのですか？ それとも購入後に申請するのですか？	特殊詐欺対策装置を購入した後に、必要書類を添えて申請してください。
3	補助対象となる装置はいつからいつまでに購入したものでしょうか？	令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までに購入した装置が補助対象となります。
4	令和5年4月1日より前に購入した場合対象となりますか？	残念ながら補助対象とはなりません。
5	装置を購入した後から、申請するまでの期限はありますか？	装置購入後、速やかに提出してください。提出期限は令和7年3月31日（日）までです。
6	補助金はいくらですか？	装置購入費の1/2を補助します。 ただし、上限は5,000円まで、10円未満の端数は切り捨てです。
7	対象年齢は何歳からですか？	令和6年度中（令和7年3月31日時点）で満65歳以上の方（昭和35年4月1日以前に生まれた方）が対象となります。
8	申請書類はどこでもらえますか？	尾張旭市市民生活部市民活動課の窓口で配布しています。また、市ホームページから印刷することもできます。
9	装置を購入しましたが、その後、尾張旭市から他市へ転出しました。転出後でも補助申請ができますか？	残念ながらできません。 申請時に市内に住所を有し、住民登録をされている方が対象となります。
10	何度でも補助制度の申請ができますか？	1世帯につき、補助金は1回限りとなります。
11	過去に補助金の交付を受けており、同一世帯の高齢者が装置を購入するときは、補助制度の申請ができますか？	1世帯につき、補助金は1回限りとなりますので、補助対象とはなりません。
12	申請書の提出は窓口に行かなければいけませんか？	窓口だけでなく、電子申請（LoGo フォーム）や郵送でも申請を受付しています。
13	申請は、誰ができますか？	対象者本人しかできません。
14	申請書は、代理の人に提出してもらってもよいですか。	代理の人でも構いません。その際は、代理人の本人確認書類の提示が必要となります。
15	装置の取付工事費は補助対象になりますか？	装置の取付工事費は補助対象経費とはなりません。 購入費のみが対象です。
16	申請に必要なものは何ですか？	次の書類が必要です。

		<ul style="list-style-type: none"> ・代金の支払手続きが完了したことを証する書類（領収書等の写し） ・カタログ等、特殊詐欺対策装置の機能が確認できるもの ・振込先銀行口座通帳の表紙の写し（金融機関名、口座番号及び口座名義が記載されているもの）
17	装置は、尾張旭市内の店舗で購入しないといけませんか？	対象となる装置を購入し、領収書があれば、市外の店舗やインターネットの通信販売等でも対象となります。
18	インターネット通販で購入した装置は補助対象になりますか？	補助対象となりますが、中古品や転売品は補助対象外です。
19	インターネット通販で装置を購入しましたが、送料は補助対象になりますか？	補助対象外です。
20	キャッシュレス・ポイント還元事業等により値引きされた場合、補助対象になりますか？	<p>ポイントを使用した場合、ポイント差し引き後の領収金額が補助対象となります。（例：10,000円の装置を購入し、500ポイント値引き→領収金額は9,500円＝補助対象）</p> <p>仮に全額ポイント使用した場合は、領収金額は0円となるため、補助対象となりません。</p>
21	補助対象となる装置はどのようなものですか？	（公益財団法人）全国防犯協会連合会のホームページに「優良防犯電話推奨品目録」を参考にしてください。補助対象となるか不明な場合は、市民活動課までお問い合わせください。
22	スマートフォンや携帯電話は補助対象になりますか？	補助対象外です。
23	特殊詐欺対策のアプリやサービスの加入料は対象になりますか？	補助対象外です。
24	レンタル機器は補助対象になりますか？	補助対象外です。
25	添付書類の「領収書等の写し」とはどのようなものですか？	装置の品名や支払い手続きの完了が確認できる書類で、領収書やレシートの写し等です。